

村内一斉大清掃のお知らせ

きれいな村づくりのため、村内一斉に清掃活動を行います。各戸に1名以上のご協力をお願いします。

地区ごとに区長さんの指示のもと、道路や公園などに散乱するごみの収集にご協力ください。

●日時

4月21日(日) 午前7時30分～

※雨天実施、荒天中止の場合は、当日の同報無線にてお知らせします。

※清掃終了は各地区の区長さんの指示によります。

●お願い

収集ごみは、3種類のごみ袋(可燃・不燃・プラスチック類)に分けて地区ごとに収集場所に集めてください。(午前9時ごろから順番に業者が回収します)

収集した空き缶やペットボトル、びんなどの資源ごみは、種類ごとに分けて地区ごとに収集場所に集めてください。

とって、投棄場に搬入してください。方法はすこやかカレンダーに記載していますが、ご不明な点はお問合せください。

●注意事項

清掃活動を行う際は、次のことに注意してください。

- ・ごみに直接触れないように、軍手等を使用する
- ・ごみ袋の口をしっかりしばる
- ・空き缶等の資源ごみは分別する
- ・活動後は水と石けんで丁寧に手洗いをする
- ・こまめに水分補給をする

●問合せ先

すこやかセンター内保健環境課



会計年度任用職員募集

図書館運営員

●業務内容

- ・資料の整理、受入、装丁、修理
- ・窓口業務(資料の貸出・返却、リクエストやレファレンス受付)
- ・本の紹介文の作成

●申込資格

- ・地方公務員法第16条(欠格条項)に該当しない方
- ・簡単なパソコン操作(ワード・エクセル)ができる方
- ・土日祝日勤務が可能な方

●勤務日数・時間

週5日(月曜(月曜が休日の場合は次の平日)および年末年始は休み)

午前8時45分～午後6時15分のうち8時間(休憩1時間含む)

●報酬

1,030円～1,100円程度

／時間の間で、経験等を考慮して決定します

・勤務時間によっては期末・勤勉手当が支給されます

・所定の基準に従い、通勤費相当額が支給されます

・報酬等は改定される場合があります

●任用期間

令和7年3月31日(月)まで

●勤務場所

すこやかセンター内図書館

●採用予定人数

1名

●申込方法

写真を貼った履歴書を郵送または図書館開館日にお持ちください(図書館開館日につきましては、図書館カレンダーもしくは図書館ホームページ等でお確かめください)

●申込期間

随時受付

●面接日

申込みをされた方に順次ご案内します

※平日に本村役場内で実施予定

●申込み・問合せ先

すこやかセンター内図書館





高齢者・心身障害者(児)等福祉タクシー 料金助成の申請受付が始まります

対象者について

高齢者等福祉タクシー

在住の方で次のいずれかに該当する方

※ただし、施設入所者は除く

- ・ 満65歳以上の全ての方
- ・ 40～64歳で介護保険の要介護または要支援認定を受けた方

心身障害者(児)福祉タクシー

在住の方で次のいずれかに該当する方

※ただし、施設入所者は除く

- ・ 身体障害者手帳所持者で1級～3級に該当する障がい者を有する方
- ・ 療育手帳所持者でAまたはBの判定を受けた方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方

助成内容

●利用券交付枚数

年間36枚 ※乗車1回につき1枚使用可

《注意》

要件に複数該当していた場合でも、交付枚数は1人あたり年間36枚です。

両方の福祉タクシーの対象者となる場合は、心身障害者(児)福祉タクシーを申請してください。

●助成金額

上限1,500円+迎車回送料金200円

※リフト付タクシー(大型車)の場合

リフト付タクシー大型車初乗運賃相当額+迎車回送料金200円

申請について

●申請期間

4月1日(月)から

●持ち物

本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)

介護保険被保険者証

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうち所持しているもの

※同一世帯以外の方が申請する場合は、お問合せください。

●申請窓口および問合せ先 すこやかセンター内福祉課

通学路指導員募集

教育委員会では、飛鳥学園に通う生徒の登下校時の安全を確保するため、通学路指導員を募集しています。

通学路指導員とは、生徒の登下校時に、通学路指導員リーダーが指定する通学路の場所に配置され、生徒の安全の確保と通学路での指導を行う方です。

●募集要件

在住の方で、次の要件を満たしている方なら、どなたでも通学路指導員になれます。

- ・心身ともに健康で生徒の安全の確保と通学路での指導に意欲のある方

- ・教育委員会と通学路指導員リーダーの活動内容を理解してくださる方

●報酬

1時間あたり1,100円
1時間30分あたり1,650円

●応募方法

通学路指導員登録書にご記入のうえ、教育委員会教育課までご提出ください。

※何月からでも登録できます。

●必要書類

- ・通学路指導員登録書

教育委員会教育課で配布します。
または村公式ホームページ内「様式ダウンロード」よりダウンロードできます。

●問合せ先

中央公民館内教育課

令和6年度すこやかカレンダーの一部訂正について(お詫び)

令和6年度すこやかカレンダーについて、次のとおり誤りがありましたのでお詫びして訂正します。

エコプラザ紹介ページ 収集日時

訂正前 「毎週日曜 午後1時～正午・午後1時～5時」

訂正後 「毎週日曜 午前9時～正午・午後1時～5時」

※カレンダー内のエコプラザ開場時間に誤りはありません。

●問合せ先 すこやかセンター内保健環境課

令和6・7年度の後期高齢者医療保険料率が見直されます

後期高齢者医療制度では、医療給付費の財源に充てるため、2年に1度保険料率の見直しが行われます。

令和4・5年度		令和6・7年度	
所得割率	9.57%	所得割率	11.13%※1
均等割額	49,398円	均等割額	53,438円
保険料賦課限度額	66万円	保険料賦課限度額	80万円※2

※1 基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない方に係る所得割率について、令和6年度は10.40%となります。

※2 令和6年度に75歳の年齢到達により後期高齢者医療制度に加入する方以外の、令和6年度の保険料賦課限度額は73万円となります。

●問合せ先 民生部住民課



防災アプリについて

本村からの防災情報をお伝えするために、防災アプリをリリースしています。防災情報や指定避難所・避難所までのルート確認等ができます。

また、道路破損など発見した場合、役場に直接報告できる住民レポート機能があります。

App StoreまたはGoogle Playからダウンロードできますので、日頃の防災への備えとして、ぜひダウンロードしてください。（アプリは無料で利用できますが、通信料は利用者の負担になります）

iPhoneの方



Apple および Apple ロゴは米国その他の国で登録された Apple Inc. の商標です。
App Store は Apple Inc. のサービスマークです。



Androidの方



Google Play および Google Play ロゴは、Google LLC の商標です。



献血のお知らせ

病气やけがなどで輸血を必要としている患者さんの尊い生命を救うため、献血のご協力をお願いします。献血される方は、手指消毒にご協力ください。

●日 時

4月14日(日)

●受付時間

午後2時～3時

●場 所

すこやかセンター

※雨天時は、すこやかセンターにて終日の実施となります。

(受付時間 午前9時～正午、午後1時30分～3時)

●問合せ先

すこやかセンター内保健環境課

令和6年度採用

飛島村育児休業等

代替任期付職員

(一般事務職)募集(随時)

●採用予定人数

若干名

●登録予定人数

若干名

(この試験の合格者は飛島村任期付職員採用候補者登録名簿にも登録され、必要に応じて採用されます。)

●任用期間

令和6年10月1日(予定)～

※概ね6カ月以上3年未満の期間

※職員の育児休業請求期間に応じた採用者ごとに決定します。

●受験資格

①年齢

平成4年4月2日以降に生まれた方

②学歴

大学(短期大学を除く)を卒業した方

③ 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する方は受験できません。

●給与等

(令和6年4月1日現在)

初任給(地域手当含む) 大学卒

210,000円以上

・経験年数を有する場合は、初任給に加算あり

・他に期末手当、勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当等が要件に応じて支給あり

●試験日

・第一次試験(適性検査・作文)

7月(予定)

・第二次試験(面接)

8月(予定)

●申込書配布および申込期限

5月31日(金)

(午前8時30分～午後5時15分)

※郵送の場合も5月31日(金)必着

※土曜・日曜および祝日を除く。

※募集条件等は変更する可能性があります。

●申込み・問合せ先

総務部総務課

低所得世帯支援給付金 (均等割のみ課税世帯・こども加算)のご案内

国の重点支援地方交付金を活用し、電力・ガス・食料品等の価格高騰により、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対して、給付金を支給します。

対象となる世帯には手続きに必要な書類を送付しますので、申請期限までにお手続きをお願いいたします。

(1)低所得世帯支援給付金(均等割のみ課税世帯)

●支給対象

令和5年12月1日時点で飛島村に住民登録があり、次の①または②に該当する世帯

①世帯全員が令和5年度分の住民税所得割が課されていない方で構成される世帯

②令和5年度分の住民税所得割が課されていない方と住民税均等割が課されていない方のみで構成される世帯

●支給額

1世帯あたり10万円(1回限り)

※本給付金は法律により差押禁止等とされているほか、非課税です。

(2)低所得世帯支援給付金(こども加算)

●支給対象

次の①または②に該当する世帯のうち、令和5年12月1日時点で平成17年4月2日以降に出生した児童がいる世帯

①本村で低所得世帯支援給付金(追加分・7万円)を受給した世帯

②本村で低所得世帯支援給付金(均等割のみ課税世帯・10万円)を受給した世帯

●支給額

児童1人あたり5万円

●申請期限

(1)、(2)ともに5月31日(金)

●問合せ先 すこやかセンター内福祉課